

**【住民意見に対する対応】**

- 「可能な限り対応」としているが、そもそも建設予定地域の住民が裁判を起こしており、地元住民の理解が得られている状況ではない。こうした状況が改善されていないまま、手続きを前にすすめることはやめるべきである。

**【処理方式】**

- 「知事意見」では、処理方式を決定し、困難な場合はその理由を明らかにするよう示していたが、結局、処理方式が決まっていない。その理由として、処理方式を決定すると事実上業者が特定されてしまうとしているが、そのような理屈を出せば、どの施設でも処理方式を事前に決めることはできなくなり、必然的に、処理方式の定まらない、実体のない環境影響評価となってしまう。

また、決定までに時間がかかるとしているが、今から数か月後の7月には決定する予定であり、決定後に予測評価結果を再度縦覧する予定としている。それならば、それを待てばよい。処理決定もしていない段階で影響評価をして前に進めるやり方は、「環境影響評価」を空洞化させるものである。処理方式を決定した上での、環境影響評価とすること。

**【施設規模】**

- 「これまでの実績を踏まえ、今後のごみの減量化・資源化施策の効果を見込んだ」としているが、東部広域組合や関係市町が、ごみの減量化・資源化計画をもって、そうした根拠のもとに施設規模を決めているのか。そうでないなら、「減量化・資源化計画」を作成し、裏付けのある、施設規模を定めるべき。
- 「今後、各市町の減量化対策が更に進むことが考えられ、実施設計までに再度見直しを行う計画としている」「平成24年8月には委員会に焼却方式、事業実施方式等を検討するため、「施設マネジメント部会」（以下「部会」という。）を設置し、現在、具体的に検討を行っているところもあり、平成25年7月には検討を終える計画である」としている。このように、施設規模が、近々変わる（決まる）予定があるのであれば、その新しい到達をまって、施設規模をきめるべきである。必要以上の規模の施設整備は、環境への負荷も大きく、財政出動も多額となる。

**【土地利用計画】**

- 「土地利用計画図は案であり、今後さらに検討する」とあるが、配置が変われば、環境影響評価もかわる可能性がある。さらに変更の余地を残した状態で、環境影響評価の結論を出すことはできない。

**【計画ごみ質】**

○ごみの約半数が水分であり、生ごみ減量化で、施設規模が相当縮小できると思うが、どう考えているのか。

#### 【計画施設の基本方針】

○「多様なごみ質に対応できる施設」とは、どういうことか。

○「ガス化溶融方式は、高温状態でごみを焼却する」とあるが、ごみの減量がすすみ、ごみ量が不足した場合、プラスチックごみを助燃材として、燃やすこともあるのか。（前回の環境影響評価審査会では否定されなかった。） ごみの分別・減量化に逆行することになる。

#### 【公害防止にかかる計画目標値】

○「極力環境を悪化させない」という観点から、騒音については、寄与率（現況から環境負荷が増加するかを表す率）を示しているが、他の環境値（特に、用途地域の定めがなく規制基準が適用されない、振動、悪臭について）についても、寄与率を示すこと。

#### 【資材運搬車両等の走行による道路交通騒音】

○基準値70に近い、66.9である。

#### 【廃棄物運搬車両等の走行による道路交通騒音】

○基準値70に近い、68.2である。

#### 【計画施設の稼働に伴う騒音の予測結果】

○夜間は、基準値45以下のギリギリの、43.6である。

→これらはいずれも、「基準値」に近く、対応が不十分である。

#### 【搬入計画】

○毎日210台も車が通ること自体が、重大な環境悪化である。ごみ減量化と施設規模の縮小・再検討に伴い、搬入車の台数についても再検討されるべき。

○交通安全対策として、ごみ収集車両等の走行は、児童の登校時間だけでなく、下校時刻も対応し、「配慮」ではなく、児童の登下校時刻は、ごみ収集車両は通行禁止とすること。

#### 【光化学オキシダント】

○各測定地域で、環境基準値超える値になっているが、施設整備でどうなるのか。対策はどのようなのか、記述をすること。

#### 【用排水計画】

○生活系、プラント系のフローの数値が合わないし、水の利用状況がよくわからない。

○「方法書への意見に対する見解」は、「公共水域への放流はありません。したがって、地下水脈の厳密な調査は必要ないと考えています」となっているが、雨水は調整池を経

由して河川に流入する計画である。団地内にストックヤードが設けられるのであれば、雨水への対応も必要ではないか。

#### 【工事中の保全対策：汚水防止対策等】

- 「沈砂槽を設置して一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に、排水路を経て公共用水域に放流する」とあるが、工事中には汚染水がでないという前提になっている。それで大丈夫か？

#### 【工業団地との関係】

- 工業団地の将来の環境状態の設定について鳥取市から情報収集を行い、その結果を記載しているというが、工事の具体的計画や内容が明らかになっておらず、環境影響が計算できない。「工業団地を踏まえた予測については、現時点で公表された資料がなく、計画の内容が不明であるため、今後、計画の内容が明らかになった場合には、必要に応じて検討を行います」と記述されている。工業団地の具体的な整備内容を示し、それにそって環境影響評価を行うこと。
- 例えば、「廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスによる大気汚染」は、隣接する工業団地の供用に伴う台数を踏まえた交通量としたとしているが、どのように踏まえられているのかが、資料を見てもわからない。

#### 【生物】

- 「予定地域で確認された植物種は561種で、事業実施区域内のみで確認55種がなくなる」、「ツルヨシ群落、造成裸地、開放水域（ため池）は消滅」というのは、重大な環境変化である。  
ため池がなくなることで、キロヤマトンボ（2か所→0）や、ゲンジボタル（755個体→552個体）は付近のため池に移殖せざるを得なくなっているが、周辺地域での生息がほとんどなく、移殖がうまくいくかどうか、心配である。事前に移殖調査すべきではないか。
- 植物重要種についても、ミズマツバ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類：直接改変区域310株以上：対象事業実施区域外0）、コ克蘭（県レッドデータブック準絶滅危惧：改変地区65株以上：事業実施区域外1株）も深刻な影響を受ける。移植することだが、移植で定着できるかどうか、事後だけではなく、事前に確認すべき。
- ホンゴウソウについては、「生育箇所を保全するため、工事の時に表土を保管し、造成後覆土する」としているが、事前にも、実施・調査すること。
- ハンゲショウ、ダイセンズゲ、ムヨウランは事業での影響はないが、工業団地に生育しており、工業団地事業者に対し情報提供し、保全の推進をはたらきかけるとしている。はたらきかけるだけでなく、保全の具体的手立てを示すこと。

- カスミサンショウウオは、「一時的に移殖し、供用時に調整池や用水路の形状の工夫、ビオトープを整備する」、「供用後3年間事後調査し、産卵が少ない場合は追加的に対策を検討」とされている。しかし、調整池は汚染された雨水（ストックヤード設置と雨水汚染の可能性）が入る可能性があり、適地といえるだろうか。移殖後の産卵が少なくなってしまうから対策を検討しても、時遅かりしである。
- フクロウは、工業団地付近に縄張りがあるが、工業団地整備のあり方が具体的に示されていない中で、保全がどうなるかわからない。

**【風評被害】**

- 事業周辺地域は、景観保全地域でもあるが、同時にハングライダーのメッカでもある。来訪者縮小など風評被害が心配される。